

# 洪水時等の避難確保計画

【施設名： いるか 】

令和 8 年 2 月 14 日 作成



# 目 次

市町村に提出（様式 6 は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
4	施設が有する災害リスク	1	
5	防災体制	3	様式 2
6	情報収集・伝達	4	様式 3
7	避難誘導	5	様式 4
	施設周辺の避難地図	6	別紙 1
8	避難の確保を図るための施設の整備	7	様式 5
9	防災教育及び訓練の実施	8	様式 6
10	自衛水防組織の業務に関する事項	9	様式 7

個人情報等を含むため適切に管理

様式 7～様式 12 は市町村への提出は不要

11	防災教育及び訓練の年間計画作成例	10	様式 8
12	施設利用者緊急連絡先一覧表	11	様式 9
13	緊急連絡網	12	様式 10
14	外部機関等への緊急連絡先一覧表	12	様式 11
15	対応別避難誘導方法一覧表	13	様式 12
16	防災体制一覧表	14	様式 13

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

15

別表 1 「自衛水防組織の編成と任務」

16

別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」

15

自衛水防組織  
を設置する  
場合のみ作成

## 1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・雨水出水・高潮・津波に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直すものとする。

## 2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

## 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

### 【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 10 名	昼間 7 名	休日 名	休日 名
夜間 0 名	夜間 0 名		

## 4 施設が有する災害リスク

水害（洪水、雨水出水、高潮、津波）

災害種別	該当の有無		家屋倒壊等はん濫想定区域	備考（浸水深等）
洪水浸水想定区域	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input checked="" type="checkbox"/> 該当（藻川、猪名川）	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	3.0m～5.0m
雨水出水浸水想定区域	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 該当		
高潮浸水想定区域	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input checked="" type="checkbox"/> 該当		1.0m～3.0m未満
津波浸水想定	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 該当		

## 5 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

### 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨・洪水・注意報が発表され、今後天候の悪化が想定される時</li> <li>猪名川・藻川においては、はん濫注意情報が発表された時</li> <li>台風の襲来や局地的な集中豪雨が予想される時</li> </ul>	<b>注意体制確立</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況把握、指揮</li> <li>雨量や河川水位の情報収集</li> <li>屋外の様子を確認</li> <li>避難誘導體制の確認</li> <li>避難ルートを確認</li> <li>避難に必要な設備や備蓄品、持ち出し品の点検・準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理権限者（豊田）</li> <li>情報収集伝達要員（藤田）</li> <li>避難誘導要員（竹本、猪之鼻）</li> <li>装備品等準備要員（西内、松本）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨・洪水警報、高潮注意報※が発表され、今後さらなる天候の悪化が想定される時</li> <li>猪名川・藻川においては、はん濫警戒情報が発表された時</li> <li>高齢者等避難が発令された時</li> <li>局地的な集中豪雨が発生した時</li> <li>周辺地区で道路冠水や浸水等の恐れがある時</li> <li>その他浸水の危険が想定される時</li> </ul>	<b>警戒体制確立</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難開始判断</li> <li>雨量や河川水位の情報収集</li> <li>屋外の様子を確認</li> <li>入所（院）者家族への事前連絡</li> <li>周辺住民への事前協力依頼</li> <li>要配慮者の避難誘導、介助</li> <li>要配慮者等の装備品の装着</li> <li>避難先への持ち出し品等を運搬</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理権限者（豊田）</li> <li>情報収集伝達要員（藤田）</li> <li>避難誘導要員（竹本、猪之鼻）</li> <li>装備品等準備要員（西内、松本）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨特別警報が発表された時</li> <li>高潮警報・高潮特別警報が発表された時</li> <li>〇〇川においては、はん濫危険情報が発表された時</li> <li>避難指示が発令された時</li> <li>周辺地区で大規模な道路冠水、床上・床下浸水、河川の溢水及び越水等の被害が発生した時</li> </ul>	<b>非常体制確立</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難先での利用者支援の監督</li> <li>未避難者、要救助者の確認</li> <li>施設内全員の避難完了の確認</li> <li>避難先での利用者支援</li> <li>避難先での持ち出し品等の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理権限者（豊田）</li> <li>避難誘導要員（情報収集伝達要員と協力して実施）（藤田、竹本、猪之鼻）</li> <li>装備品等準備要員（西内、松本）</li> </ul>

※高潮注意報については、警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの。

## ● 事前休業の判断について

- ・ 児童発達支援いるか →翌日の通所部門を臨時休業とする。

または、 9 時の時点で、尼崎市に下記のいずれかが発令している場合は当日の通所部門を臨時休業する。

当日の臨時休業の判断基準となる防災気象情報等

- ・ 特別警戒警報が発令されている場合
- ・ 大型台風の襲来が予想されている場合
- ・ 道路の状態が悪く、車が運行不能な場合
- ・ 公共交通機関が運休しており、職員の出勤が不可の場合

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

※利用者が自宅で被災する可能性や、施設に避難する可能性を考慮して、利用者の個別避難計画を確認する。

## 6 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報 (警報、注意報等)	気象庁ホームページ、テレビ、ラジオ、 尼崎市防災ネット（登録制メール、アプリ）、 yahoo!防災（スマホアプリ）
洪水予報・河川水位 (氾濫注意情報、氾濫警戒情報、 氾濫危険情報等)	国土交通省ホームページ「川の防災情報」、 兵庫県河川ライブカメラシステム、 尼崎市防災ネット（登録制メール、アプリ）、 yahoo!防災（スマホアプリ）
避難情報 (高齢者等避難、避難指示等)	尼崎市ホームページ、防災行政無線、 尼崎市防災ネット（登録制メール、アプリ）、 yahoo!防災（スマホアプリ）
避難所開設状況 (指定避難所、福祉避難所等)	尼崎市ホームページ、

### (2) 情報伝達

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ② 徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市町村長に報告する。
- ③ (1) で収集した指定緊急避難場所や福祉避難所の開設状況等の情報伝達タイミングについても施設内関係者間で共有する。

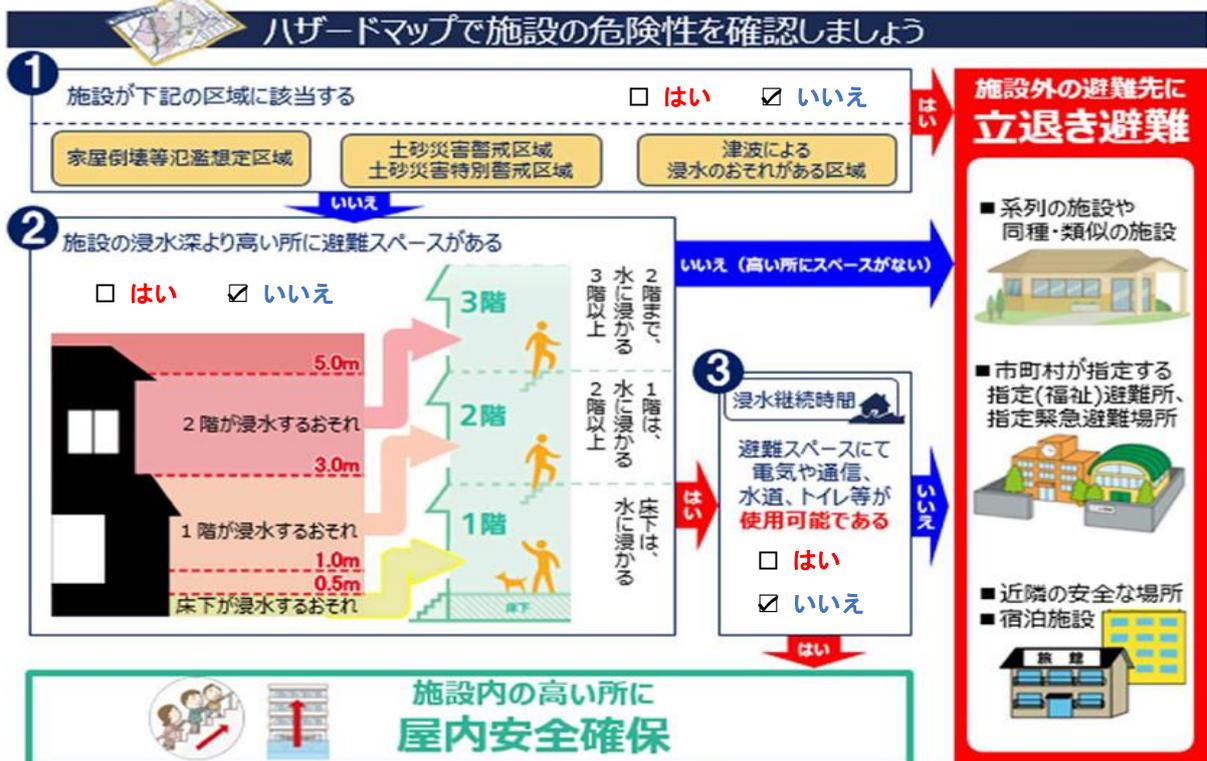
## 7 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

### (1) 避難場所

避難場所については、以下のフロー図をもとに、下表のとおりとする。なお、屋内安全確保を行う場合は、水、食料、簡易トイレなどの備蓄物資を用意する。

[避難先選定のフロー図]



### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

### (3) 避難誘導

避難場所までの移動距離、移動手段及び誘導に要する時間は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段	誘導に要する時間
避難場所	園田東中学校	( 290 ) m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 ( ) 台	5分～10分
屋内安全確保 (施設内、同建物内等)				

※避難完了までに多くの時間を要する場合は、避難開始基準の到達を待つことなく、早めに避難を開始する。





## 9 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。
- ・水防法第15条の3第5項に基づき、毎年4月までに市町村長に訓練実施結果の報告をする。
- ・毎年、施設職員、施設利用者、施設利用者の家族、避難支援協力者を対象に避難確保計画を共有し、周知する。

## 10 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、別添「自衛水防組織活動要領（案）(P17)」を参考に作成してください。また、あわせて別添、別表1・2を作成してください。  
なお、自衛水防組織活動要領を作成した場合は（案）を消してください。

(1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

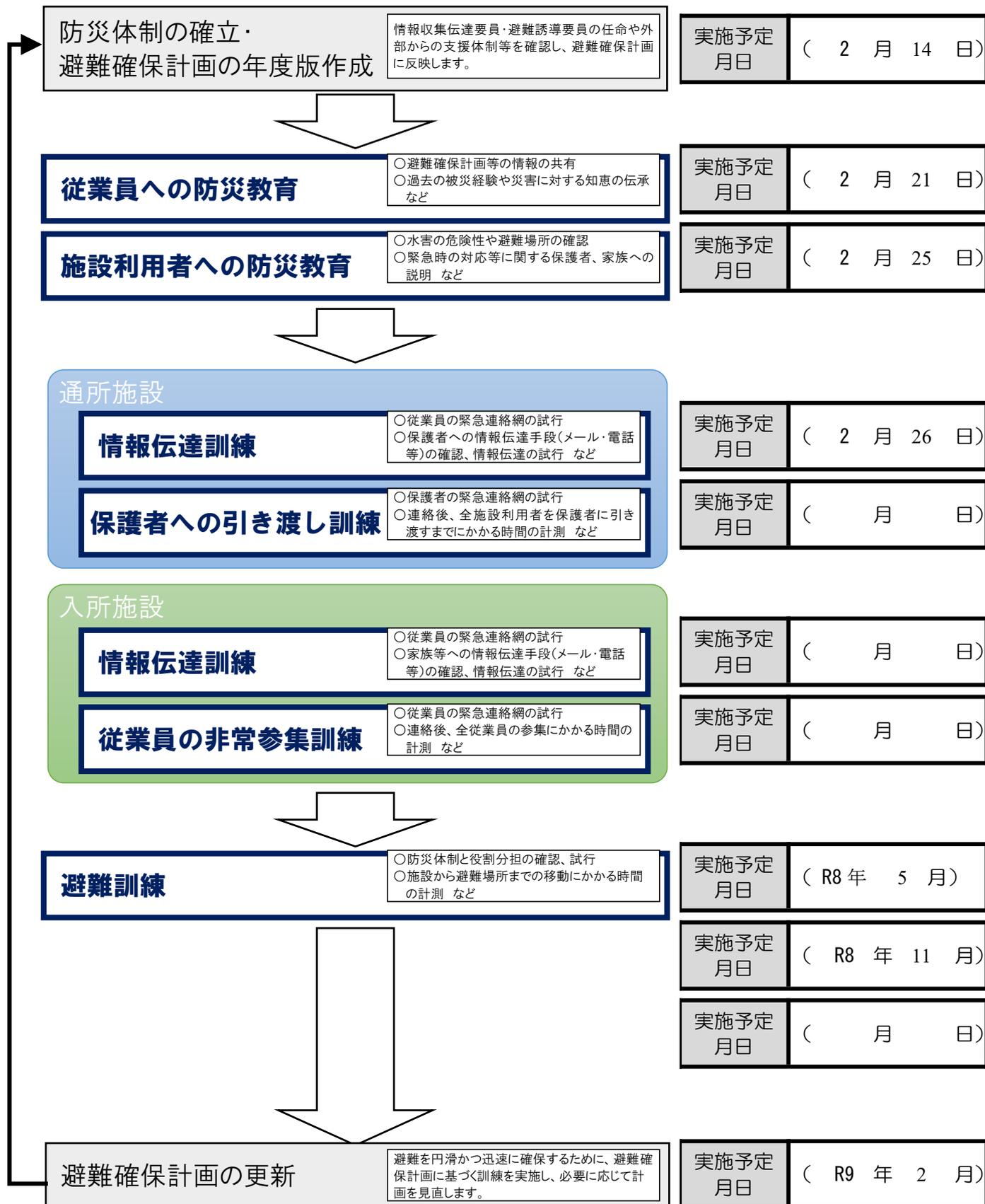
(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
- ② 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

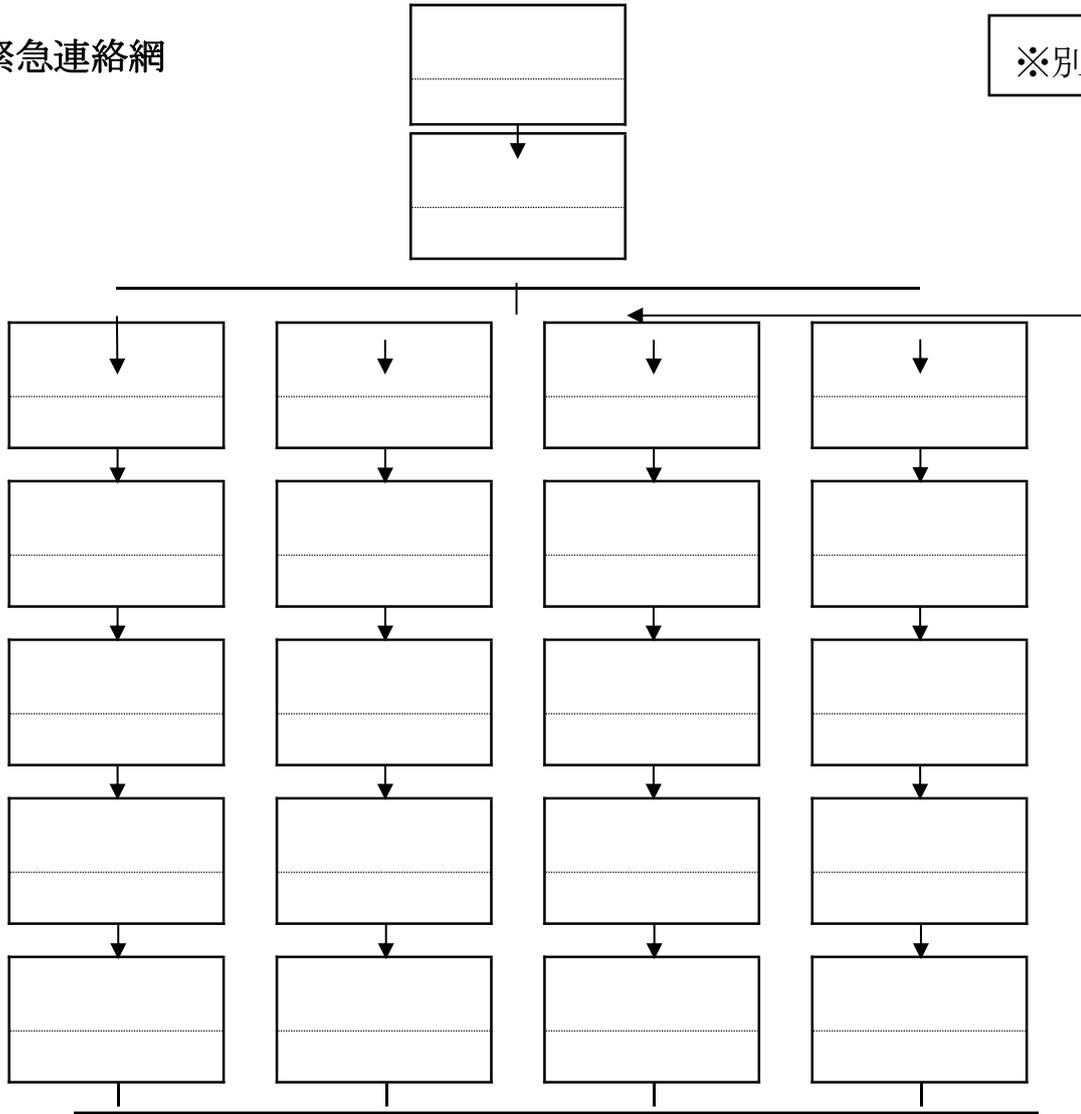
## 1 1 防災教育及び訓練の年間計画作成例





### 1 3 緊急連絡網

※別紙参照



### 1 4 外部機関等への緊急連絡先一覧表

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村（防災担当）	災害対策課		06-6489-6165		
市町村（福祉担当）	福祉部福祉課		06-6489-6329		
消防署	北消防署園田分署		06-6492-0119		
警察署	園田東警察署 競馬場前交番		06-6424-0110		
避難誘導等の支援者					
医療機関	くまがいこどもク リニック		06-6498-4455		
	セントラル病院		06-4960-6800		



管理権限者 ( 豊田 真綺 ) (代行者 藤田 綾 )

<b>情報収集 伝達要員</b>	担当者	役 割
	班長 ( 豊田 真綺 ) 班員 ( 1 ) 名 ・ 藤田 綾 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
<b>避難 誘導要員</b>	役職及び氏名	任 務
	班長 ( 竹本さゆり ) 班員 ( 1 ) 名 ・ 猪之鼻愛理 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難ルートの確認 <input type="checkbox"/> 避難誘導體制の確認 <input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認 <input type="checkbox"/> 避難完了の確認 <input type="checkbox"/> 避難先での利用者支援
<b>装備品準備 要員</b>	役職及び氏名	任 務
	班長 ( 西内崇一郎 ) 班員 ( 1 ) 名 ・ 松本照美 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備 <input type="checkbox"/> 移動用車両の手配・確保 <input type="checkbox"/> 要配慮者等の装備品等の装着 <input type="checkbox"/> 避難先への持ち出し品を運搬 <input type="checkbox"/> 避難先での持ち出し品等の管理

## 別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等

における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

統括管理者 ( ) (代行者 )		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 ( ) 班員 ( ) 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 ( ) 班員 ( ) 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料